

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|---------------------------------|--|-----------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書 | 事業年度
(第26期) | 自 平成22年3月1日
至 平成23年2月28日 | 平成23年5月20日
東海財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類 | 事業年度
(第26期) | 自 平成22年3月1日
至 平成23年2月28日 | 平成23年5月20日
東海財務局長に提出。 |
| (3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書 | 事業年度
(第26期) | 自 平成22年3月1日
至 平成23年2月28日 | 平成23年6月14日
東海財務局長に提出。 |
| (4) 四半期報告書、四半期報告書の確認書 | 第27期 | 自 平成23年3月1日 | 平成23年7月13日 |
| | 第1四半期 | 至 平成23年5月31日 | |
| | 第27期 | 自 平成23年6月1日 | 平成23年10月14日 |
| | 第2四半期 | 至 平成23年8月31日 | |
| (5) 臨時報告書 | 第27期 | 自 平成23年9月1日 | 平成24年1月13日 |
| | 第3四半期 | 至 平成23年11月30日 | 東海財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書 | | 平成23年7月15日 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)及び第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書 | | 平成24年4月20日
東海財務局長に提出。 |